

五監公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年9月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

総合保育園、こばと保育園、すもと保育園、はしだ保育園、大蒲原保育園、川内保育園

村松こども園

4. 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和2年7月21日～令和2年9月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合しおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき、又は同条第15項の規定により当該勧告に基づき必要な措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

五泉市公印規程第5条では公印の登録と廃止、また同第8条では告示について規定されているが、令和2年4月に開設された村松こども園、また同園に統合された旧村松第1保育園の園印及び園長印について、そのいずれの事務処理もなされていない。同規程に基づく適正な事務処理をされたい。